

神奈川県里地里山保全協議会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県里地里山保全協議会の設置等に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用に関する条例（以下、「条例」という。）及び「かながわ里地里山保全等促進指針」（以下「指針」という。）の見直しにあたって、将来の里地里山保全、再生及び活用を図るための必要な施策を検討するため、神奈川県里地里山保全協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌する事項は次のとおりとする。

- (1) 条例及び現行指針のこれまでの施策評価
- (2) 新たに必要となる里地里山の保全、再生及び活用の促進施策等の検討
- (3) 条例改正及び指針改定の必要性についての検討
- (4) 前各号に係る検討結果取りまとめ

(設置期間)

第4条 協議会の設置期間は、2年以内とする。

(協議会の構成員及び組織)

第5条 協議会の構成員は、里地里山に関する知見を有する者、農業者及び県民並びに関係行政機関の職員等から、環境農政局長が選任する。

- 2 協議会は、構成員10名以内で組織する。
- 3 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に会長及び副会長を各1人おき、構成員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
- 7 会長、副会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が代理する。

(運営)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて第3条各号に規定する事項の検討にあたって構成員以外の者に助言を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務等は事務局が行い、事務局は環境農政局農水産部農地課内に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月10日から施行する。